『2025 年版 史上最強の宅建士問題集』お詫びと訂正

本書に記載されている内容に、誤りがありました。ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

●P9 4／5 問題① 解説文 末尾に以下の文章を追加

なお、「専任の宅建士の氏名」の変更は、変更の届出が必要となっている。

●P21 問題⑧ 解答・解説

［解答］ 誤）○ → 正）×

［解説文 2 行目］

誤）専任の宅建士の氏名等が登載される宅建業者名簿は、免許権者が閲覧所に備えて、請求があったときは一般の閲覧に供しなければなりません。

正）宅建業者名簿は、免許権者が閲覧所に備えて、請求があったときは一般の閲覧に供しなければなりませんが、専任の宅建士の氏名は登載されません。

●P193 問題② 解説文 3 行目

誤）A と C は対抗関係となり、 正）C と B は対抗関係となり、

●別冊 P111 2 建築確認の要否 の表中

大規模建築物の用途変更

誤）必要 正）不要

区域	建築物の種類	建築物の規模	建築行為			
			新築	増築・改築・移転（10㎡超）	大規模な修繕・模様替	用途変更
全国	特殊建築物	用途に供する床面積の合計 200㎡超	必要	原則として 必要※	必要	必要
	大規模建築物	・階数 2 以上（地下含む） ・延べ面積 200㎡超 2 つのどちらかに該当	必要	原則として 必要※	必要	不要
都市計画区域・準都市計画区域	一般建築物	規模を問わない	必要	原則として 必要※	不要	不要